

山梨県不妊治療体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもを望む夫婦等が不妊治療を受けやすい環境整備を推進するため、国立大学法人山梨大学（以下「補助事業者」という。）が高度生殖補助技術センターで実施する胚培養士の育成・研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号を比較していずれか少ない方の額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額
- (2) 補助上限額

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の

細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第8条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式5号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助上限額
補助事業者が設置する高度生殖補助技術センター専任の胚培養士1名分に係る次に掲げる人件費 1 「国立大学法人山梨大学給与規程」第2条に規定されている「基本給」及び「諸手当」 2 法定福利費（共済（短期・長期）保険料、雇用保険料などの事業主負担分）	定額	7,500千円